

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年7月3日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鳥取県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247576">https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=247576</a>

執行機関名 鳥取県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1 第6の項 私立の高等学校の専攻科への就学に要する費用の援助に関する事務であって、規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	鳥取県私立高等学校専攻科支援金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 専攻科支援金は、鳥取県に所在する私立高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援事業に対して、県がその経費を補助することにより、高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		鳥取県私立高等学校専攻科支援金交付要綱 鳥取県私立高等学校専攻科支援金事務取扱要領